

パソコン機器等・運用保守業務委託仕様書

1. 位置付け

本業務は、業務システムに伴うパソコン機器・サーバー等の運用保守に関わるものである。

2. 契約形態及び期間

(1) 契約形態	業務委託契約
(2) 契約期間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 10 年 3 月 3 1 日まで
(3) 支払い期間	令和 8 年 5 月 1 日 から 令和 10 年 4 月 3 0 日まで

3. 委託料の支払い

代金の支払いは年単位とし、当年分の委託料金の請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。
消費税及び地方消費税については外税方式で対応し、合計金額に法定所定の税率を乗じた金額（円未満は切り捨て）とする。

4. 機器構成・台数

機器構成及び台数内訳を下記に示す。

種別	台数
・パソコン	40 台～45 台前後（職員の増員に伴い変化有）
・プリンタ	3 台（PC との接続のみ、ハードウェアメンテナンスは別途保守業者）
・複合機	1 台（ネットワーク部のみハードウェアメンテナンスは別途保守業者）
・サーバー	2 台（アプリケーションサーバー・ファイルサーバー）
・ネットワーク環境	1 式

5. 場所

本会の事務所及び会議室

6. 保守作業内容

パソコン・サーバー・プリンタ等の全ての機器（マウス含む）が常に良好なる状態で使用できるように、原則として次のとおりハードウェア・ネットワーク環境の保守を行うこと。

- ・機器設置後の動作確認は本会が提示する手順に従って行うこと。
- ・機器導入作業に必要な付帯作業（関係者での打ち合わせ開催や設置現場確認など）は、必要に応じて適宜行うこと。
- ・新規機器導入時や、入替時、ドメインサーバーへのユーザー登録等、本会指定の作業を行うこと。
- ・故障した場合の部品交換作業費・出張費等も全て受託者の負担で行うものとする。なお、必要な場合、部品代金は本会が負担する。
- ・ハードディスクを交換した場合は、本会指定のソフトウェアをインストールし、指定の設定を行うこと。
- ・プリンタについては、年間保守に部品交換作業費用も含むこととする。ただし、必要な部品代、用紙・トナーは含まないものとする。
- ・必要なデータを削除した場合、バックアップデータからの復元作業を速やかに行うこと。
- ・機器が故障した場合は、原則保守依頼の要請があった当日、もしくは翌日に復旧させることとし、従業員を速やかに派遣すること。
- ・コンピューターウイルスに感染した場合、速やかに駆除作業を行うこと。
- ・機器等の回収作業について、本会の指示する期間に従い、端末機器等の撤去を行うこと。なお、物理処理費用が発生する場合は、協議の上本会が負担する場合もある。
- ・回収端末機器について、端末機器に導入したシステムデータ及び、設定情報等はすべて削除し、読み取り不可としたうえで、その作業が完了した旨の報告をすること。なお、ハードディスクを再利用しない場合においては、データ消去作業を行った後に物理的に破壊し、本会指定の方法にて適切に廃棄すること。
- ・保守作業の実施については、原則として受託者の営業時間に行うものとするが、やむを得ない事情により営業時間外に保守を行ってもらう場合がある。
- ・契約時に存在しない機器導入に関しては、作業内容等含め、別途協議するものとする。

- ・各機器やLAN上のトラブルが多発し、業務に重大な支障が出た場合には、契約を解除することがある。

7. その他

- ・機器の搬入・搬出及び保守の際に知り得た業務上の秘密は第三者に漏洩しないこと。